

## 【機2】【各部・事件係用】報告等一覧表(R4.11).xls

## 【最高裁への報告関係】041101

	報告の種類	報告元	根拠	報告期間	庶務係への期限	最高裁への期限	提出するもの(詳しくは根拠を参照してください。)	担当者
1	行政事件・国家賠償事件・知財事件	事件係 (受理)	<u>令2.3.13 行政局第一課長事務連絡</u>	月	訴状の写し 速やかに 報告シート 翌月5日	翌月20日 (ただし、7月分は9 月5日)	行政訴訟事件(第一審):訴状の写し 行政訴訟事件(控訴)・行政雑事件・国賠事件・知財事件:報告 シート(別紙様式1ないし同5)	上田
		各部 (終局)			速やかに		行政訴訟事件:判決書写し+電子データ 行政雑事件:報告シート(別紙様式7又は同8)	
2	適格都道府県センターが原告又は申立人となる事件	事件係 (受理)	<u>平25.3.27 民事局長書簡</u>	月	翌月5日	翌月15日	別紙様式1	上田
		各部 (終局)					別紙様式2	
3	消費者裁判手続特例法事件	各部	<u>平28.7.29 民事局第二課長書簡</u>	月	翌月7日	翌月15日	別紙様式1, 2, 4	上田
4	家事事件に関する審判書等の写しの送付	9, 10民	<u>平24.12.19 家庭局長通達</u> <u>令元.12.19 家庭局長通達(一部改正)</u> <u>令元.12.19 家庭局第二課長事務連絡</u>	月	翌月5日	翌月20日	決定書・原審判書・抗告申立書の各写し等区分で異なる。 【記載事項】区分	山本
		各部					判決書・原判決書・控訴状の各写し等区分で異なる。 【記載事項】区分	
5	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が適用される面会交流事件に関する審判書等の写しの送付	9, 10民	<u>平26.3.28 家庭局長書簡</u>	月	翌月5日	翌月20日	決定書, 調査報告書等の写し 【記載事項】送達又は告知年月日, 上訴の有無	山本
6	子の返還申立事件等に関する決定書等の写しの送付	9, 10民	<u>平26.3.28 家庭局長書簡</u>	月	翌月5日	翌月20日	決定書, 調査報告書等の写し 【記載事項】告知年月日, 上訴の有無	山本
7	証拠調べ状況等調査表	各部	<u>平31.3.14 総務局第三課長事務連絡</u>	月	翌月5日	翌月25日	証拠調べ状況等調査表	宮崎
8	原発損害賠償訴訟等	各部	<u>令元.6.3 民事局第一課長・行政局第一課長書簡</u>	①月 ②随時	①翌月10日 ②速やかに	①翌月20日 ②速やかに	①別紙様式1~4 ②裁判書データ	上田
9	判決書作成長期未了事件調査表	各部	<u>平20.5.21総二A第000174号 事務総長通達</u> (上記のほか、毎年、留意事項についての事務連絡が発出される。)	半期 (6, 12月)	翌月10日	翌月末日	別紙様式1	宮崎

## 【機2】【各部・事件係用】報告等一覧表(R4.11).xls

## 【最高裁への報告関係】041101

	報告の種類	報告元	根拠	報告期間	庶務係への期限	最高裁への期限	提出するもの(詳しくは根拠を参照してください。)	担当者
10	B型・C型肝炎訴訟・アスベスト訴訟の事件数・審理期間等	各部	<u>令2.3.13 行政局第一課長事務連絡</u>	年	翌年1月10日頃	翌年1月20日	別紙様式	上田
11	付添い, 遠隔での措置及びビデオリンク方式による尋問の実施状況の報告	各部	<u>令元.12.12 民事局第二課長・行政局第一課長書簡</u>	年	その都度, 各部へ連絡	翌年1月15日	別紙様式	辻
12	人身保護法第20条による事件の通知及び報告	各部	<u>人身保護法20条 昭55.8.23総一第260号 総務局長通知</u>	随時	速やかに	速やかに	別紙様式 請求書, 裁判書等写し	宮崎
13	選挙関係訴訟についての通知及び判決書賛本の送付について	各部	<u>公職選挙法220条1項～3項 平5.10.18総一第275号 事務総長通達 平5.10.18 総務局長書簡</u>	随時	速やかに	速やかに (地方選挙の場合 は関係自治体の長等にも)	訴え提起時:訴状写し 確定時:判決書賛本	上田
14	録音反訳業務における反訳初稿の品質等	各部	<u>平30.6.14 総務局第三課長事務連絡</u>	年2回 (5・6月, 9・10月)	その都度, 該当部へ連絡	7月20日 11月20日 (高裁人事課経由)	別紙様式	上田
15	J・リンクシステム等の利用状況に関する調査	各部	<u>令元.12.10 刑事局第二課長・民事局第一課長・行政局第一課長・家庭局第一課長・第二課長・総務局第一課長・経理局主計課長事務連絡</u>	半期 (6, 12月)	その都度, 各部へ連絡	7月17日 1月15日 (高裁総務課経由)	別紙様式	辻
16	家庭裁判所調査官の調査件数等	家裁 調査官室	<u>平16.3.26家三第74号 家庭局長通達</u>	年	翌年1月15日	翌年1月31日	別紙様式4	山本